

はじめに

I マニュアルの位置づけ

本マニュアルは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条に基づき鳥取県防災会議が作成する「鳥取県地域防災計画」の具体化のために作成する。

なお、鳥取県における災害時の保健医療・福祉活動に係る体制については、図 1-1 のとおりとし、関連する各種活動計画等については、図 1-2 のとおりである。

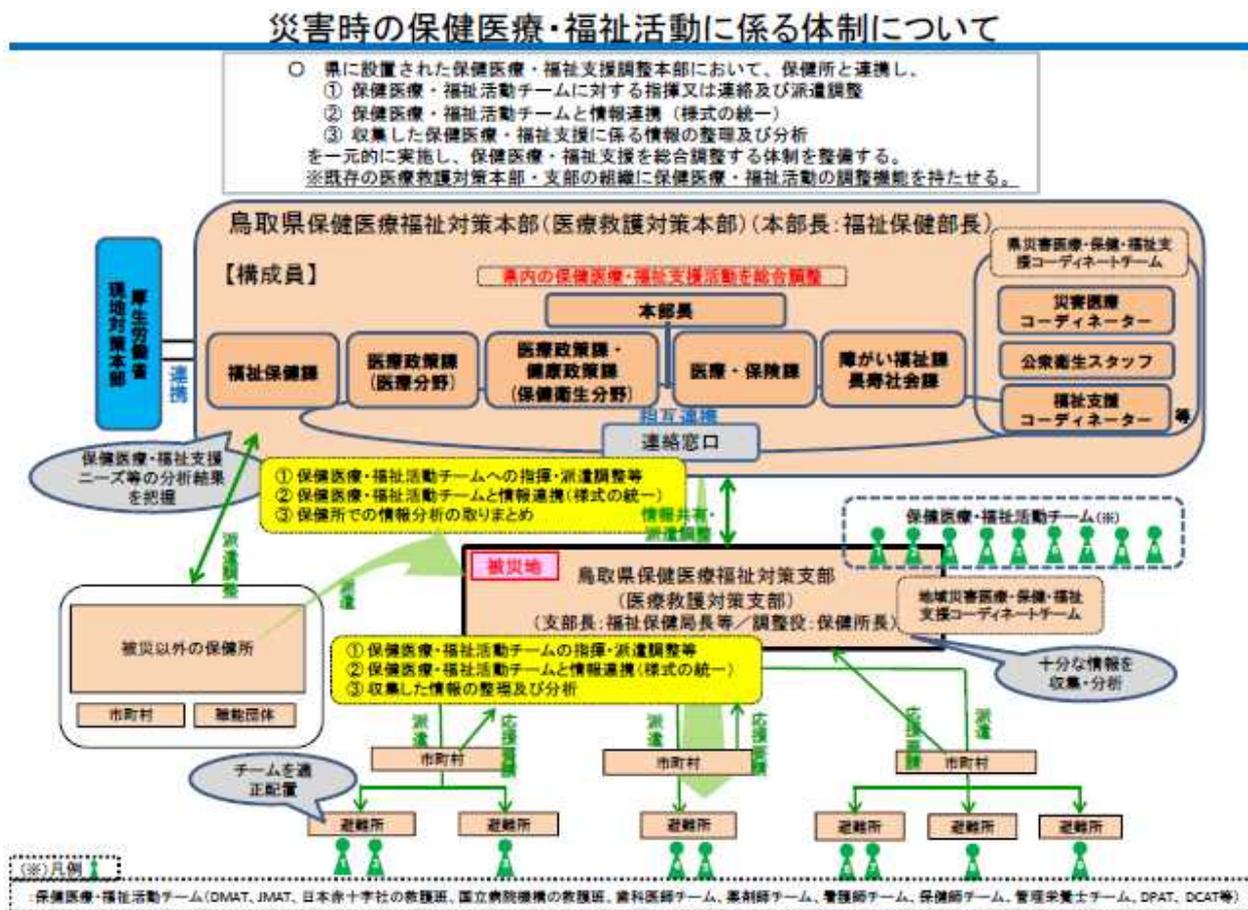


図 1-1 鳥取県における災害時の保健医療・福祉活動に係る体制について

鳥取県地域防災計画

<福祉保健部の災害時各種活動計画等>

鳥取県災害医療活動指針

… (医療救護活動の実施)

鳥取県災害時公衆衛生活動マニュアル

… (生活衛生、保健活動の実施)

鳥取県災害時福祉支援チームマニュアル

… (福祉支援活動の実施)

災害時の「こころのケア」マニュアル

… (こころのケア対策の実施)

図 1-2 鳥取県地域防災計画における災害時公衆衛生活動に係る各種活動計画等

【各種活動計画等の概要】

名称	鳥取県災害医療活動指針	鳥取県災害時公衆衛生活動マニュアル	鳥取県災害時福祉支援チームマニュアル	災害時の「こころのケア」マニュアル
目的	被災者の生命及び身体の保護を目的とした医療活動	被災者の生命及び身体の保護を目的とし、被災による二次的な健康被害の予防活動	避難所、福祉避難所及び被災者宅等における、要配慮者及び要配慮者の家族・支援者の支援	鳥取県地域防災計画に定めるメンタルケアのための電話相談窓口の設置内容、被災者に支援者が接する際の心がけ
活動内容	(被災情報等収集把握、現場医療活動、救助所医療活動、病院活動、地域・広域医療搬送等)	(健康管理、疾病予防、衛生管理、栄養管理、歯科口腔ケア、一般的なこころのケア等)	(福祉ニーズの把握及び要配慮者のスクリーニング、避難者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援、福祉避難所の運営支援等)	(要支援者、支援者へのこころのケア)

II 災害時の活動体制

1 災害時公衆衛生チームの設置

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、被災地に全国から援助が行われたものの、公衆衛生分野については、保健所を含めた各種行政機関が被災し、調整機能も麻痺したことから、対応が遅れ、被災者の生活環境の悪化、健康被害につながったことが指摘された。

このため、本県においては、被災地域を管轄する保健所や市町村の被災状況を把握するとともに、被災者の健康管理や避難所の生活環境の改善を支援するために、公衆衛生に係る専門家で構成するチーム（「災害時公衆衛生チーム」）を編成し活動する。

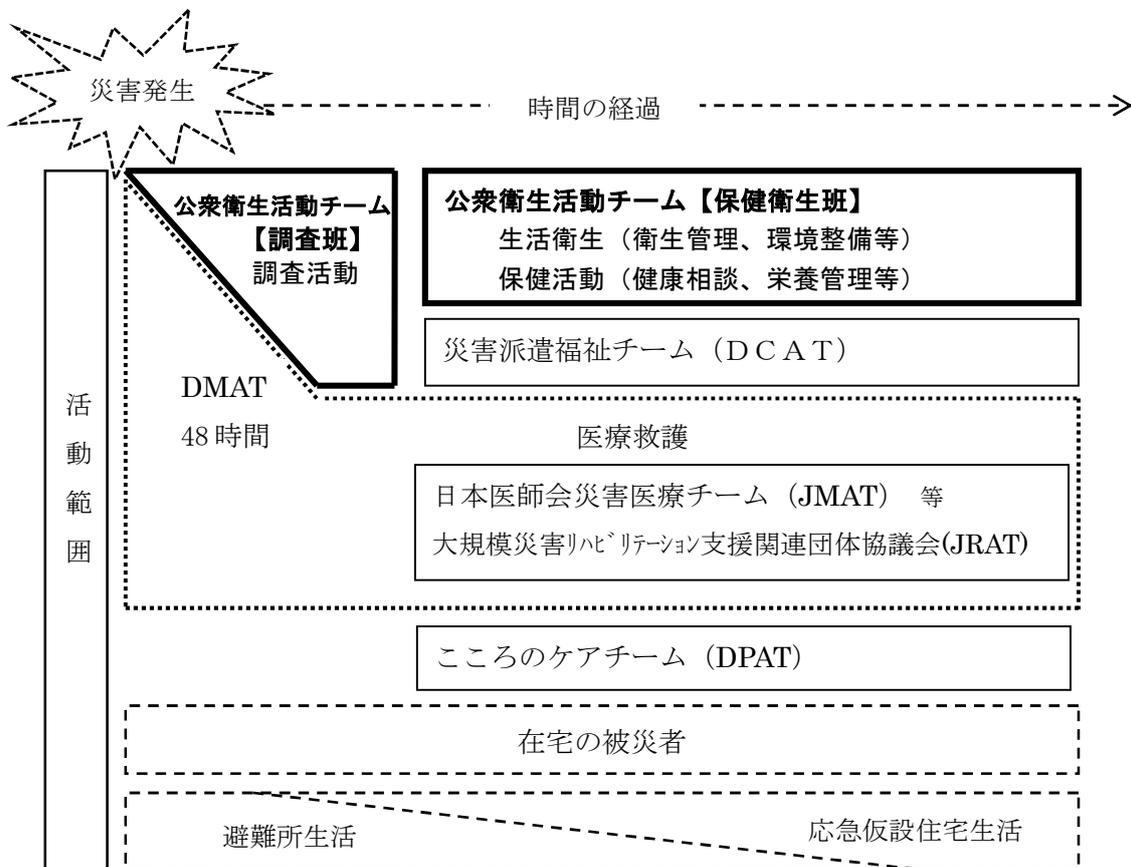


図2 災害発生時の公衆衛生活動の展開

2 災害時公衆衛生チームの概要

災害時公衆衛生チームは、効率的かつ効果的に活動を行う観点から、調査班及び保健衛生班をおき、それぞれ主に次の活動を行うこととし、活動の具体的な内容はこのマニュアルに記載する。

区 分	公衆衛生チーム	
	調査班	保健衛生班 (公衆衛生活動の実践)
班編成	<p>医師、保健師、薬剤師、管理栄養士、事務職等</p> <p>※保健師を中心に派遣。必要に応じて、職種を選定。</p> <p>※年度当初に主要職種について派遣順を決定する。</p>	<p>調査班の調査結果等を参考にして、必要な職種・人員で構成する。なお、図2に示すとおり「生活衛生担当」及び「保健活動担当」を設け、担当ごとに班長を置く。</p> <p>総合事務所福祉保健局・生活環境局（東部圏域においては鳥取市保健所）（以下「総合事務所福祉保健局・生活環境局等」という。）の医師・歯科医師・薬剤師・獣医師・保健師・看護師・管理栄養士・歯科衛生士・衛生技師・理学療法士・作業療法士・健康運動指導士・社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・事務職等で編成</p> <p>※必要に応じ市町村、職能団体の協力を得る</p> <p>※年度当初に主要職種について派遣順を決定する。</p>
	<p>【留意事項】</p> <p>派遣に当たり、通常業務に支障が生じる場合は、必要に応じて各総合事務所福祉保健局・生活環境局等の間で調整する。</p>	
活動内容	<p>○公衆衛生ニーズの収集・評価・予測・要請</p> <p>①避難所の初期調査：運営・要配慮者・ライフライン・生活状況・飲食状況等</p> <p>②被災地区初期調査：地区概況・要配慮者・ライフライン・物資の供給状況・生活状況・情報伝達方法の状況</p> <p>○必要な公衆衛生スタッフの職種と人員の評価・予測・要請</p> <p>○要配慮者、要医療者（要服薬者を含む）、避難所に来ていない（来られない）被災者の状況把握・支援要請</p>	<p>○健康状況把握・健康相談・健康教育</p> <p>○栄養管理・衛生管理（手指衛生・感染予防等の指導）</p> <p>○環境整備（飲料水・トイレの衛生・そ族昆虫・ゴミの処理等の指導）</p> <p>○歯科口腔保健活動</p> <p>○要配慮者・要医療者・避難所に来ていない（来られない）被災者支援</p> <p>○一般的なこころのケア</p> <p>○各支援者・団体等の調整 等</p>
活動時期	<p>○災害派遣医療チーム（DMAT）とともに活動を開始する。</p> <p>○概ねフェーズ0～フェーズ1の期間における公衆衛生活動に焦点をあてた活動を実施する。</p>	<p>○調査班の調査結果等を参考にして活動を開始する。</p> <p>○災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）とともに活動する。概ねフェーズ1～フェーズ4まで対応する。</p>

	<p>○フェイズ1以降であっても、新たな派遣体制の構築や活動展開にあたって、必要に応じてニーズ把握のため派遣する。</p>	<p>※DHEATの活動への対応は、改めて検討する。</p> <p>＜災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の定義（活動要領より抜粋）＞</p> <p>災害が発生した際に、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する応援派遣チームをいう。</p> <p>その主な業務は、災害発生時の健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整などが円滑に実施されるよう、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所を応援することである。</p>
--	---	---

3 災害時公衆衛生活動の支援、受援体制

(1) 県内被災地への派遣及び受入れ

被災市町村は、被災市町村のみで公衆衛生活動が困難と判断した場合は、県災害対策本部地方支部に応援要請を行い、実務的に対応することとなる総合事務所福祉保健局・生活環境局等は、総合事務所長の指示の下（東部圏域においては東部振興監の要請に基づいて）、被災市町村を支援する。県災害対策本部地方支部のみでは支援が困難な場合は、県災害対策本部（医療政策課）へ応援要請を行い、要請を受けた県災害対策本部（福祉保健課・医療政策課）は、被災地を管轄していない総合事務所福祉保健局等や被災地以外の県内市町村、必要に応じて職能団体や他都道府県と派遣調整等を行い必要な公衆衛生スタッフを派遣する。被災地に派遣される公衆衛生チームについては、被災市町村の指示の下で活動を行う。（図3）

④ 県保健医療福祉対策本部・支部で派遣及び受入れ調整

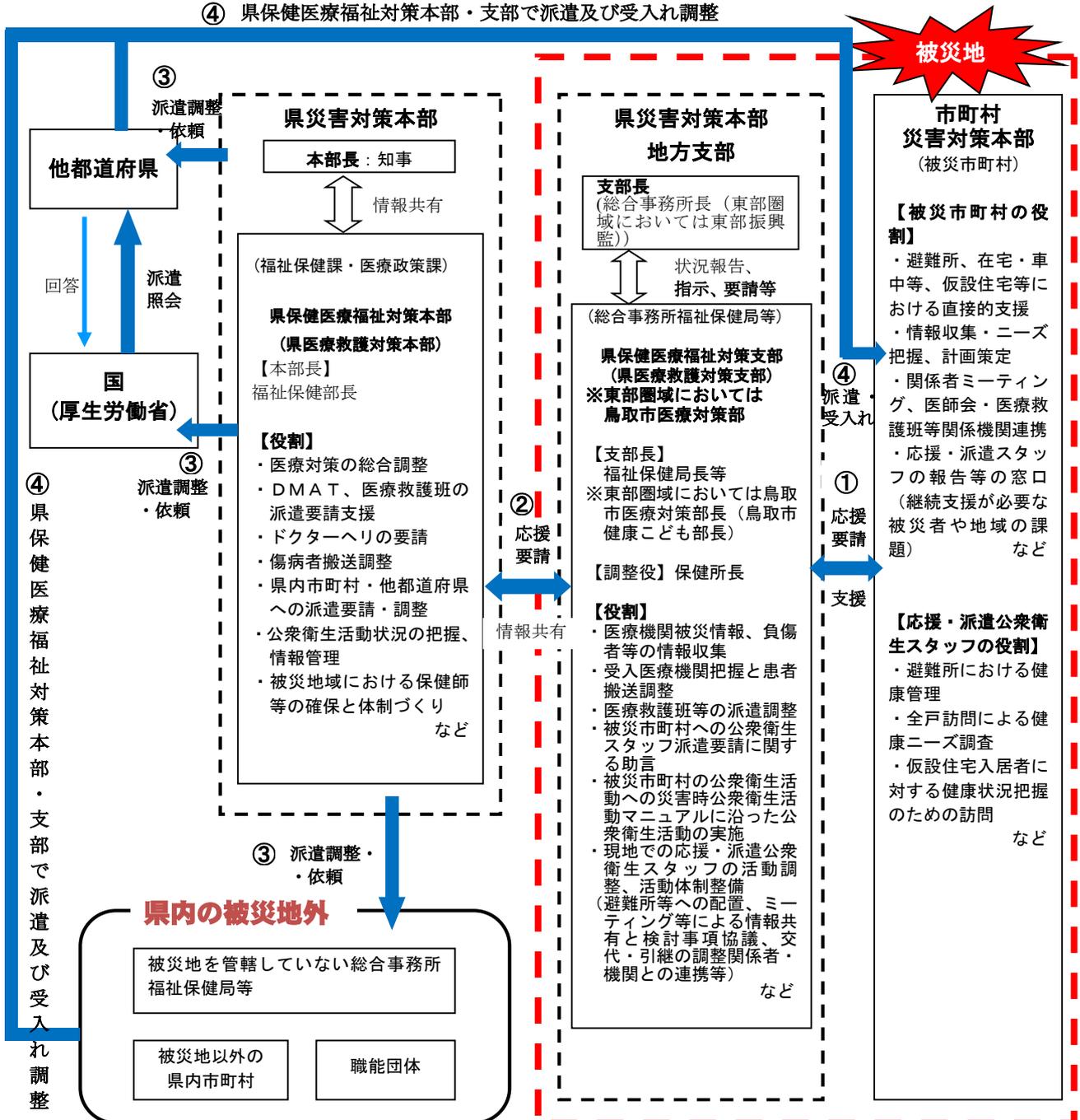


図3 県内被災地への派遣及び受入れフローチャート

(2) 県外被災地への派遣

被災都道府県等から支援要請があった場合は、福祉保健課、医療政策課及び環境立県推進課は、本庁所管課及び総合事務所福祉保健局・生活環境局等や、必要に応じて県内市町村、職能団体と派遣調整等を行い、必要な公衆衛生スタッフを派遣する。被災地に派遣される公衆衛生チームについては、被災都道府県等の指示の下で活動を行う。(図4)

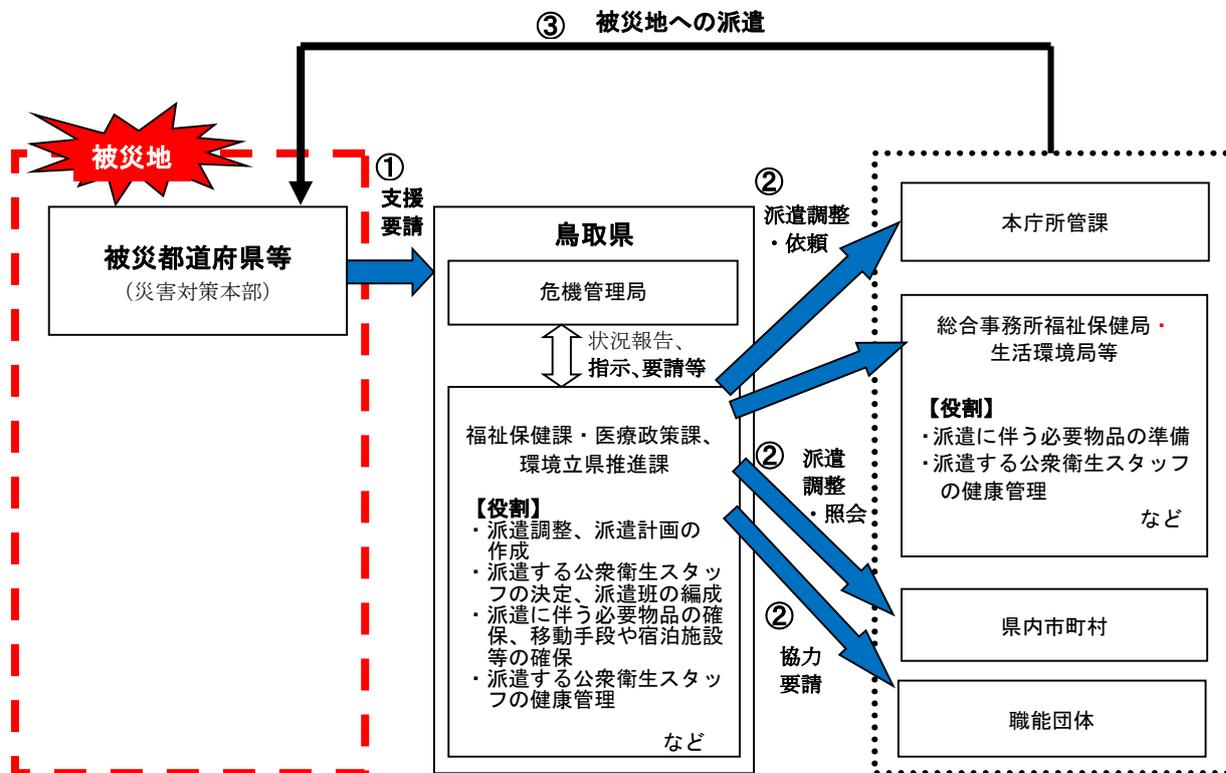


図4 県外被災地への派遣フローチャート